

令和 7 年度第 4 回袖ヶ浦市選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和 7 年 6 月 2 日（月）
午前 1 0 時開会、午前 1 0 時 1 5 分閉会
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所 北庁舎 3 階会議室 3－3
- 3 出席者 ・ 委員 岡田康正委員長、木實涼子職務代理
杉沢文隆委員、友田賢司委員
・ 事務局 島田事務局長、高品副主幹、桐谷主査
- 4 傍聴定員と傍聴人数
傍聴定員 5 人、傍聴人数なし

5 議題

日程第 1 会議録署名人の指名について

木實委員とする。

日程第 2 議件

議案第 1 号 選挙人名簿への登録者及び選挙人名簿からの抹消者

並びに選挙人名簿登録者数の確定について

①説明

岡田委員長）事務局に説明を求める。

高品副主幹）事務局の高品です。議案第 1 号の選挙人名簿への登録者及び選挙人名簿からの抹消者並びに選挙人名簿登録者数の確定について、ご説明いたします。議案第 1 号の別紙資料をご覧ください。内容は資料のとおりで、令和 7 年 3 月 1 日現在の選挙時登録者数 5 4, 2 5 0 人に対し、登録者が 5 2 7 人、抹消者が 5 2 3 人で、今回の登録者数は 4 人増の 5 4, 2 5 4 人となっております。ご説明は以上です。

②意見、質疑、採択

意見質疑等なく、全員賛成により承認

議案第 2 号 登録の移替えの延期を定めることについて

①説明

岡田委員長）事務局に説明を求める。

高品副主幹）公職選挙法施行令第 17 条の規定により、住所・投票区の変更を行っておりますが、ただし書きで、任期が終わる日の前 60 日からその選挙期日までは、移し替えを選挙期日後まで延期することが、出来るとなっております。

今回の参議院通常選挙ですと任期が 7 月 28 日であり、その 60 日前の 5 月 27 日から選挙期日までは、移し替えを延期することが出来ます。しかしながら、移し替えをしないということは、転居しても前の投票区で投票を行わなければならないため、この期間が短い方が利便性は向上します。

本選挙では、入場券の作成を令和 7 年 6 月 16 日までの情報で行うことから、それ以降は移し替えをしないこととし、令和 7 年 6 月 17 日から参議院議員選挙期日までを登録の移替えを延期する期間とするものです。

②意見、質疑、採択

意見質疑等なく、全員賛成により承認

その他

- ・選挙における期日前投票所投票立会人の公募について
広報そでがうら 6 月号に掲載した。
- ・若年層向け選挙啓発の実施について

5 月 18 日（日）：イースタンリーグ公式戦時に投票体験